

議案第 25 号

橋本市民会館設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市民会館設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 2 月 10 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市市民会館設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市市民会館設置及び管理条例(平成18年橋本市条例第18号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線及び太線の部分である。

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第9条 利用者は、別表に定める額に、当該額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を市民会館の使用料として許可と同時に前納しなければならない。ただし、市長において特別の事由があると認めるときは、後納させることができる。</p> <p>2 利用者は、別表(1)に規定する施設に係る使用料については、次の各号に該当するときは、前項の規定により算出した基本使用分に係る使用料の額に、当該各号に定める割合を乗じた額を加算又は減額した額を納入しなければならない。</p> <p>(1) 冷暖房を使用する場合 5割加算</p> <p>(2) 市外居住者が利用する場合 5割加算</p> <p>(3) 入場料又は入場料に類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合は、次の割合による額を加算する。</p> <p style="padding-left: 2em;">入場料等の最高額が</p> <p style="padding-left: 4em;">500円以下のとき 2割</p> <p style="padding-left: 4em;">500円を超え1,000円以下のとき 5割</p> <p style="padding-left: 4em;">1,000円を超えるとき 10割</p> <p>(4) 営利を目的として利用する場合(入場料等を徴収しないときに限る。) 10割加算</p> <p>(5) 舞台又はロビーのみを利用する場合 ホール基本使用料の7割減額(ただし、冷暖房を使用する場合はホール基本使用料の2割減額)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第9条 利用者は、別表に定める額の使用料を許可と同時に前納しなければならぬ。ただし、市長において特別の事由があると認めるときは、後納させることができる。</p>

3 利用者は、利用許可時間を超過し、又は開始時間を繰り上げて利用したときは、第1項の規定により算出した各施設及び各附属設備の使用料の額に、当該額の1時間当たりの使用料を算出し加算した額を納付しなければならぬ。ただし、超過が1時間未満の場合であっても1時間分加算するものとする。

(利用料金制)

第14条 略

2 略

3 利用料金の額は、第9条に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。その額を変更するときも、同様とする。

4・5 略

(利用料金制)

第14条 略

2 略

3 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。その額を変更するときも、同様とする。

4・5 略

別表(第9条、第14条関係)

(1) 基本使用料

(単位：円)

区分	利用時間	午前9時～12時	午後13時～17時	夜間18時～22時
第1会議室(2階)		1,553	2,324	3,296
第2会議室(2階)		581	867	1,258
第3A会議室(2階)		677	962	1,448
第3B会議室(2階)		677	962	1,448
和室(A)(2階)		677	1,067	1,648
和室(B)(2階)		772	1,162	1,743
研修室(1階)		1,934	3,010	4,362
ホール	平日	8,734	12,619	18,438
	土、日、祝	9,705	14,562	21,353

(2) 附属設備使用料

(単位：円)

種別	品名	単位	金額	備考
舞台用品	平台	1式	962	

(単位：円)

区分	利用時間	午前9時～12時	午後13時～17時	夜間18時～22時
第1会議室(2階)		1,630	2,440	3,460
第2会議室(2階)		610	910	1,320
第3A会議室(2階)		710	1,010	1,520
第3B会議室(2階)		710	1,010	1,520
和室(A)(2階)		710	1,120	1,730
和室(B)(2階)		810	1,220	1,830
研修室(1階)		2,030	3,160	4,580
ホール	平日	9,170	13,250	19,360
	土、日、祝	10,190	15,290	22,420

(2) 附属設備使用料

(単位：円)

種別	品名	単位	金額	備考
舞台用品	平台	1式	1,010	

	金ぴょうぶ	1 双	962		962		金ぴょうぶ	1 双	1,010	
	演台	1 台	286	ホール用	286	ホール用	演台	1 台	300	ホール用
	グラントピアノ(スタインウェイ)	1 台	9,705	調律費別途	9,705	調律費別途	グラントピアノ(スタインウェイ)	1 台	10,190	調律費別途
	グラントピアノ	1 台	2,419	調律費別途	2,419	調律費別途	グラントピアノ	1 台	2,540	調律費別途
	所作台	1 式	962		962		所作台	1 式	1,010	
放送設備	拡声装置	1 組	1,934	マイク 2 本付	1,934	マイク 2 本付	拡声装置	1 組	2,030	マイク 2 本付
	天井反響板	1 台	962		962		天井反響板	1 台	1,010	
	移動式反響板	1 台	477		477		移動式反響板	1 台	500	
	ワイヤレスマイク	1 台	477		477		ワイヤレスマイク	1 台	500	
	その他のマイク	1 台	286		286		その他のマイク	1 台	300	
	テープレコーダー	1 台	477	テープ別	477	テープ別	テープレコーダー	1 台	500	テープ別
	CD プレイヤー	1 台	477	ソフト別	477	ソフト別	CD プレイヤー	1 台	500	ソフト別
照明設備	照明調整卓	1 式	2,905		2,905		照明調整卓	1 式	3,050	
	フットライト	1 回路	477		477		フットライト	1 回路	500	
	ボーダーライト	1 回路	477		477		ボーダーライト	1 回路	500	
	シーリングライト	1 回路	477		477		シーリングライト	1 回路	500	
	サスペンションライト	1 回路	477		477		サスペンションライト	1 回路	500	
	アップホリゾントライト	1 回路	477		477		アップホリゾントライト	1 回路	500	
	ローホリゾントライト	1 回路	477		477		ローホリゾントライト	1 回路	500	
	サイドスポットライト	1 台	286		286		サイドスポットライト	1 台	300	
	クセノピンライト	1 台	962		962		クセノピンライト	1 台	1,010	
	ハロゲンピンライト	1 台	477		477		ハロゲンピンライト	1 台	500	
	特殊器具	1 台	477		477		特殊器具	1 台	500	
映写設備	16mm 映写機	1 台	1,934		1,934		16mm 映写機	1 台	2,030	
	スクリーン	1 枚	477	ホール用	477	ホール用	スクリーン	1 枚	500	ホール用

備考

備考

- (1) 冷暖房を使用するときは、基本使用料の5割を加算する。
- (2) 市外居住者が利用するときは、基本使用料の5割を加算する。
- (3) 入場料又は入場料に類するものを徴収する場合は、基本使用料に次の割合による額を加算する。
 入場料等の最高額
 500円以下のとき 2割
 500円を超え、1,000円以下のとき 5割
 1,000円を超えるととき 10割
- (4) 営利を目的として利用するとき(入場料等を徴収しないときに限る。)は、基本使用料金の10割を加算する。
- (5) 舞台又はロビーのみを利用するときは、ホール基本使用料の3割の額とする。ただし、冷暖房を使用するときは、基本使用料の8割の額とする。
- (6) 略
- (7) 利用許可時間を超過し、又は開始時間を繰り上げて利用したときは、各施設及び各附属設備の使用料の1時間当たりの使用料を算出し加算する。ただし、超過が1時間未満の場合であっても1時間分加算する。

(1) 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第3項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の橋本市民会館設置及び管理条例(以下「新条例」という。)に規定する橋本市民会館の使用料又は利用料金は、この条例の施行の日以後に利用の許可を行うものについて適用し、同日前に利用の許可を行うものについては、なお従前の例による。
- 3 新条例の規定により指定管理者が利用料金を定めるための必要な手続きその他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。